

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

山梨県立北病院では、患者様が人生の最終段階を迎える際、個々の価値観や意思を最大限に尊重し、その人らしい最期を迎えられるよう支援いたします。

厚生労働省のガイドラインに基づき、多職種からなる医療・ケア担当者が連携し、患者様およびご家族等と適切な説明と話し合いを重ね、意思決定を支援します。

2. 医療・ケアの方針決定支援

■ 本人の意思が確認できる場合：

患者様の自己決定を基本とし、医療・ケア担当者が適切な情報提供を行い、ご家族等と共に話し合いを重ねます。状況が変化する中で、意思が変わる可能性があるため、定期的に確認します。

■ 本人の意思が確認できない場合：

ご家族等の推定意思、または最善の利益に基づき医療・ケア担当者と連携して方針を決定します。倫理的に判断が困難な場合は、第三者機関の活用を検討します。

■ 認知症等で意思決定が困難な場合

認知症などで自己の意思を表明できない患者様には、生活歴や価値観を考慮し、ご家族及び関係者、医療・ケア担当者が関与しながら、患者様本人の意思を尊重した意思決定を支援します。

■ 身寄りのない患者様の意思決定支援

身寄りがない患者様における医療・ケアの方針については、患者様の判断能力の程度や入院費等の資金力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービス、行政等のかかわりなどを利用して、患者様本人の意思を尊重し反映した意思決定を、ご家族及び関係者、医療・ケア担当者等が関与して支援します。

3. 多職種による話し合いの場の設置

上記、医療・ケアにおける方針の決定に際し、次の場合等については、複数の専門家からなる当院の倫理委員会で方針等についての検討及び助言を行います。

- 医療・ケア担当者の中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- 患者様と医療・ケア担当者との話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケア担当者との話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

参考

厚生労働省 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

厚生労働省 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

厚生労働省 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン

附則

令和7年4月25日作成